

奈良市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年 8 月 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

医療政策課

監査結果公表日 令和元年 6 月 28 日（奈良市監査委員告示第 5 号）

措置結果通知日 令和元年 7 月 4 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>研修に参加した職員 2 人の市外旅費において、研修施設に宿泊し、宿泊料を限定支給していたが、夕食代及び朝食代を支給していなかった。</p> <p>「サービスに関する制度の改正について」（平成 23 年 4 月 1 日施行）によると、旅程において宿泊料を限定支給し、かつ、各自自由食となる場合、食事代を別途定額支給することになっているため、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>監査の指摘を受けて、「サービスに関する制度の改正について」（平成 23 年 4 月 1 日施行）に基づき、食事代の別途定額支給を、当該職員に対して速やかに行いました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p>